附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第八十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、商業動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

経済産業大臣　梶山　弘志

商業動態統計調査規則の一部を改正する省令

商業動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（調査事項） **第五条**　［略］ ２～５　［略］ 一～四　［略］ ［削る］ 五　法人番号	（調査事項） **第五条**　［略］ ２～５　［略］ 一～四　［略］ 五　商品手持額 六　法人番号
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する商業動態統計調査については、なお従前の例による。

○国土交通省令第百号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条及び第四十一条第一項（これらの規定を同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条、第九十九条の三第一項、第三項第一号及び第五項並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（長さ、幅及び高さ） **第二条**　（略） ２　次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲内で突出することができる。 一　外開き式の窓及び換気装置並びに第四十四条第六項の装置　その自動車の最外側から二百五十ミリメートル未満、その自動車の高さから三百ミリメートル未満	（長さ、幅及び高さ） **第二条**　（略） ２　次に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、第一号に掲げるものにあつてはその自動車の最外側から二百五十ミリメートル以上、その自動車の高さから三百ミリメートル以上、第二号に掲げるものにあつてはその自動車の最外側から百ミリメートルを超えて突出していてはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置（自動車の外側線付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。以下同じ。）に限り、被牽引自動車の最外側から二百五十ミリメートルまで突出することができる。 一　外開き式の窓及び換気装置、後写鏡、後方等確認装置並びに第四十四条第六項の装置